

杉並区立教育機関環境方針

オゾン層の破壊や温暖化など、地球規模の環境破壊はますます深刻になっています。また、みどりなどのやすらぎ環境も年々減少しています。

わたしたちの未来、子どもたちの将来のために、いのちと健康を支える豊かな環境を、みんなで力を合わせて身近なことから守っていく必要があります。

そこで杉並区立の教育機関は、次のことを重点項目として、環境保護の活動を行っていくことといたしました。

- 1 学校の授業や行事、社会教育の講座など、さまざまな場面で、たくさんの人が環境を守ることに気づき、環境を守ろうとする心が育っていくことを目指します。
- 2 教育施設のみどりを増やします。生き物とふれあうことのできる場として、自然環境を大事にする気持ちへつながることを目指します。
- 3 電気、ガス、水の節約などエネルギーや、紙などの資源を大切にします。レジ袋を使用しないことや、リサイクル活動などで、ごみを減らします。
- 4 環境についての法律や規則などに従い、環境汚染の予防に努めます。
- 5 リサイクル材料による物品を購入するなど、教育機関の施設運営が環境保護に結びつくものとなるように努力します。
- 6 環境保護の活動が、児童・生徒、保護者や、社会教育事業への参加者とおして、より大きく地域へと広がっていくように努めます。

これらの重点項目には、達成状況などの目標を定めます。その内容を定期的に見直し、継続的によりよいものに改めます。

この環境方針は文書にして、教育機関の全ての職員に知らせるとともに、どなたにもご覧いただけるものにいたします。

平成 14 年 9 月 3 日